重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

入居者：　　様

事業所：　特別養護老人ホーム抱優館八乙女

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム抱優館八乙女重要事項説明書

令和８年８月１日改定

抱優館八乙女は介護保険の指定を受けています。
（事業所番号　０４７５５０２７３８　）

当事業所はご入居者に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下、「サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供される当該サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．運営法人

（１）法人名	社会福祉法人やまとみらい福祉会
（２）法人所在地	仙台市泉区上谷刈字向原３番地の３０
（３）電話番号及びFAX番号	電話　０２２－７７２－３０７３ FAX　０２２－７７２－３０７１
（４）代表者氏名	理事長　早坂　了悦
（５）設立年月日	平成２３年　８月　４日
（６）ホームページアドレス	http://www.yamatomirai.or.jp

２．事業所の概要と説明

（１）建物の構造	鉄筋コンクリート造７階建
（２）建物の延べ床面積	４，９１８．９９㎡
（３）事業所の周辺環境	仙台市北部に位置し、七北田川の清流にはぐくまれ、澄んだ空気、緑豊かな地で、新しい生活ステージとして素晴らしい環境に恵まれています。また、居室は、全室個室で、採光も良く、川のせせらぎや野鳥の鳴き声で心和らぐ配慮がなされています。
（４）事業所の種類	ユニット型指定介護老人福祉施設 平成２４年８月１日指定 事業所番号　０４７５５０２７３８
（５）事業所の目的	当事業所は、ご入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的として、ご入居者に日常生活を営むために必要な居室（ユニット型個室）及び共用施設等をご利用いただき、サービスを提供します。
（６）事業所の名称	特別養護老人ホーム 抱優館八乙女
（７）事業所の所在地	仙台市泉区上谷刈字向原３番地の３０
（８）電話及びFAX番号	電話　０２２－７７２－３０７３ FAX　０２２－７７２－３０７１

（9）管理者氏名	施設長　新井田　肇
（１０）事業所の運営方針	（1）私たちは、人生の先輩から多くを学び、喜びも悲しみも共有し、共により良い施設づくりを目指します。 （2）私たちは、当法人の存在意義を深く追求し、利用者様やご家族、地域の方々から喜ばれ、望まれる施設運営に努めます。 （3）私たちは、法令を遵守し、向上心を持って知識の習得と技術の研鑽に努め、常に施設運営の理想を追求します。
（１１）開設年月日	平成２４年８月１日
（１２）入居定員	８０名（１ユニット１０名×８ユニット）
（１３）併設事業所	ユニット型指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム 抱優館八乙女 平成２４年８月１日指定 事業所番号　０４７５５０２７３８ 定員２０名（１ユニット１０名×２ユニット）

３．営業日

（１４）営業日	３６５日（年中無休）

４．事業所の利用対象者

（1）当事業所にご入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果が「要介護3以上」と認定された方のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な方が対象となります。その方の提示される介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定結果の有無及び要介護認定の有効期間を確認させて頂きます。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。但し、速やかに要介護認定の申請が行われ要介護３以上の 認定を受ける必要があります。やむを得ない事情による「特例入居」を除き、要介護３以上の認定を受けられるまでは、サービスの利用料金の全額をお支払いただく場合がありますので、ご注意ください。

また、ご入居時において「要介護 3 以上」の認定を受けているご入居者であっても、将来「要介護 1 及び要介護 2」の認定を受け、なおかつ「特例入居の要件」に該当しない場合は、退居して頂くことになります。但し、平成 27 年 4 月 1 日以前にご入居された方については、「要介護 1 及び要介護 2」の認定を受けた場合であっても経過措置として引き続きご入居ができます。

（2）入居契約の締結前に、かかりつけ医（主治医）から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いしておりますので、ご協力下さい。

５．契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容や当該サービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画」で定めます。

「施設サービス計画」の作成及びその内容は次の通り行います。（契約書第５条）

①介護の提供に係る計画等に関し経験のある、当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
↓
②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③施設サービス計画は原則として、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合、もしくはご入居者の状態に著しい変化が見られた場合に必要に応じて、施設サービス計画を変更します。

↓

④施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

６．居室の概要

（１）居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、下表の通りです。
ご入居者の心身の状況や居室の空状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備　　考
個室（１人部屋）	８０室	ベッド、ケアコール、洗面台、エアコン、換気設備
セミプライベートスペース	８室	各ユニット１コーナー　共同生活コーナーとして利用
ダイニング	８室	各ユニット１室　キッチン完備、トイレ（３カ所）
機能訓練室	１室	１階　※併設の（介護予防）短期入所生活介護施設と併用。
浴室	８室	各フロア１ないし２室（一般個浴、リフト浴槽、特殊浴槽） ※併設の（介護予防）短期入所生活介護施設と併用。
医務室	１室	１階（当施設では診療所と呼ぶ）

☆上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設設備です。この施設設備の利用にあたって、特別にご負担頂く費用はありません。

７．非常災害対策

（１）防災時の対応　　防災計画による

（２）防災設備　　・自動通報システム・スプリンクラー・屋内消火栓・消火器
・熱感知器・煙感知器・自家発電装置等

（３）防災訓練　　年２回

（４）防火管理者　　新井田　肇（施設長）

（５）業務継続計画（BCP）　当事業所は、感染症や自然災害の発生時においても、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定しています。

（６）感染症対策　　当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の整備、研修及び訓練を実施しています。

８．職員の配置状況

当事業所では、ご入居者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

≪主な職員の配置状況≫　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置基準	配置数（常勤換算）
１．施設長（管理者）	１名	１名
２．生活相談員	１名	１名以上
３．介護職員	２７名以上	３５名以上
４．看護職員	３名	４名以上
５．栄養士	１名	２名以上（管理栄養士）
６．機能訓練指導員	１名	１名以上
７．介護支援専門員	１名	１名以上
８．医師（非常勤嘱託医）	必要数	１名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間（週：４０時間）で除した数です。

※職員の配置は、指定基準を上回っております。

≪主な職種の勤務体制≫

職　　種	勤　　務　　体　　制
１．生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
２．介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
３．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番　７：００　～　１６：００　各ユニットに１名 日勤　９：００　～　１８：００　〃 遅番　１２：３０　～　２１：３０　〃 夜勤　２１：１５　～　７：１５　２ユニットに１名
４．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
５．機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
６．栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
７．事務員	標準的な時間帯における最低配置人員　９：００～１８：００　１名
８．医師（非常勤嘱託医）	第1～第４　金曜日　１２：３０　～　１３：３０　１名

※土日は上記と異なります。

≪主な職種の勤務内容≫

生活相談員	ご入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	主にご入居者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談援助等を行います。
看護職員	主にご入居者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護介助等も行います。
介護支援専門員	ご入居者に係る施設サービス計画を作成します。
機能訓練指導員	ご入居者の機能訓練を行います。
医師（嘱託医）	ご入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

栄養士	ご入居者の栄養管理を行います。

9．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第１２条参照）

以下のサービスについては、大部分が介護保険から給付されます。介護保険給付額は、ご入居者ごとの負担割合により異なり、それぞれの介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をサービス利用料金としてお支払いいただきます。尚、ご入居者ごとの負担割合については、所持されている介護保険負担割合証により確認し、算定を行います。また、サービス利用料金は、ご入居者の要介護度に応じて異なります。サービス利用料金については、別紙の料金表を参照ください。

＜サービスの概要＞

① 食事

・栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご入居者の自律支援のため、離床して食堂にてお食事をとって頂くことを原則としています。

（食事時間） あくまでも目安の時間です。ご入居者個別のペースにあわせて対応させて頂きます。

朝食 ― ７：３０～

昼食 ― １２：００～

夕食 ― １８：００～

② 入浴

・入浴は１週間に２回以上、ご入居者の意向に沿って行います。

・寝たきりでもリフトおよび機械浴槽を使用して入浴することができます。

・入浴前に体温測定を行いますが、状態によっては、入浴を中止し、清拭にて代替させて頂くことがあります。

③ 排泄

・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

・嘱託医や看護職員が、健康管理を行います。

⑤ 機能訓練

・ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持・低下防止に資する訓練を行ないます。

⑥ その他自律への支援

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ その他、定例行事及び個別参加のレクリエーション活動

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第１２条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居住費

ご入居者の居住に要する費用です。（室料及び光熱水費相当）

料金：1 日あたり 2,730 円

② 食費

ご入居者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1 日あたり 1,900 円

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、下記の料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

尚、第 4 段階の方は、下記の料金表のとおり、お支払いただきます。介護保険からの補足給付はありません。

<table>
<tr><td rowspan="2">利用者負担段階</td><td colspan="2">食 費（日 額）</td><td colspan="2">居住費 （日 額）</td></tr>
<tr><td>基準費用額</td><td>負担限度額</td><td>基準費用額</td><td>負担限度額</td></tr>
<tr><td>第 1 段階</td><td rowspan="4">1,545 円</td><td>300 円</td><td rowspan="4">2,066 円</td><td rowspan="2">880 円</td></tr>
<tr><td>第 2 段階</td><td>390 円</td></tr>
<tr><td>第 3 段階①</td><td>680 円</td><td>1,370 円</td></tr>
<tr><td>第 3 段階②</td><td>1,420 円</td><td>1,470 円</td></tr>
<tr><td>第 4 段階</td><td colspan="2">1,900 円</td><td colspan="2">2,730 円</td></tr>
</table>

※入院や外泊期間中は、引き続き当該居室の居住費をお支払いただきます。

※入院や外泊、外食等により 1 日 3 食全ての食事を提供しなかった場合は、その日数分の食費に係る費用を利用料から差し引きます。

③ 特別な食事の提供（自己負担となります）

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用。

④ 理髪・美容

〔理髪サービス〕月 2 回程度、理美容師の出張による理美容サービス（調髪、顔剃、洗髪、髪染）をご利用頂けます。

利用料金：実費 2,000 円程度

⑤ 貴重品の管理

ご入居者にやむを得ない相応の事由がある場合に限り、貴重品管理サービスをご利用頂けます。詳細は以下の通りです。

〇管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金（原則として 100 万円迄）

〇お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

〇保管責任者：施設長

〇出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管責任者へ提出して頂きます。

・保管責任者は、上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管責任者は出入金の都度、出入金の記録を作成し、その写しを 3 ヶ月毎にご入居者へ交付します。

○利用料金：1 ヶ月あたり　1,000 円（手数料の実費程度）

ご利用サービス	利用料金	利用の有無
貴重品の管理	1,000 円／月	有・無

⑥　レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

但し、事業所として提供するレクリエーションやクラブ活動について利用料金は戴きませんが、ご入居者の選択にかかるものについては、別途材料代等の実費をいただく場合があります。

⑦　複写物の交付

ご入居者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として右記の金額をご負担頂きます。(1 枚につき実費相当額 10 円)

⑧　日常生活品費

日常生活用品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。

例：衣服、ティッシュ、歯ブラシ等日常生活用品。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

しかし、ご入居者がご本人に合ったものをご自身で選ばれた物についてはご入居者負担となります。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第１２条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は１ヶ月毎に計算し、月末締めで、翌月の１５日頃に請求書を発行致しますので、２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービス提供に関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア）指定口座への振込み（振込み手数料はご負担下さい）

銀行名：杜の都信用金庫　　支店名：南光台支店

口座種別：普通預金　口座番号：０８１３９４５

名義：特別養護老人ホーム抱優館八乙女　施設長　新井田　肇

イ）口座振替（別紙「預金口座振替依頼書」に、銀行口座の記入、届出印の押印をお願い致します。振替手数料は施設で負担します。）

ウ）現金支払い

１０．事業所を退居して頂く場合（契約の終了について）（契約書第１６条参照）

当事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了し、ご入居者に退居して頂くことになります。

①要介護認定によりご入居者の心身の状況が「要介護 1 及び要介護 2」の認定を受け、なお且つ「特例入居の要件」に該当しない場合。【「要介護 1 及び要介護 2」の認定を受けた場合でも「特例入居の要件」に該当する場合は引き続きご入居ができます。】

但し、平成 27 年 4 月 1 日以前に入居された方は、「要介護 1 及び要介護 2」の認定を受けた場合であっても経過措置として引き続きご入居ができます。

②事業者が解散した場合、破産若しくはやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合

③事業所の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ご入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１５条参照）

契約の有効期間内であっても、ご入居者からの退居を申し出ることができます。
その場合には、退居を希望する日の７日前までに解約・解除届出書を提出下さい。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご入居者が入院され、長期に渡り施設に戻れないとご家族等が判断した場合
③事業者若しくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
④事業者若しくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
⑤事業者若しくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥他のご入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退居して頂く場合（契約終了）（契約書第１６条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居して頂くことがあります。

①ご入居者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご入居者によるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他のご入居者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
④ご入居者の行動が他のご入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、ご入居者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
⑤ご入居者またはその家族が、故意又は過失により、サービス従事者もしくは他の入居者等の身体、財物または信用を傷つけ、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑥ご入居者が連続して３ヶ月を超えて病院、診療所に入院すると見込まれた場合若しくは入院した場合
⑦ご入居者が他の介護老人保健施設、介護老人福祉施設等に入居した場合

当事業所にご入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。
（契約書第１６条参照）

入院中にご入居者の様子、及び今後の意向を確認するために、ご家族に連絡をとります。２ヵ月経過を目安に３ヵ月以内での退院が見込まれない場合には契約を解除します。

入院中の料金につきましては、入院の翌日から当該月６日間（当該入院が月をまたがる場合は最大１２日間）の範囲内で実際に入院した日数分で利用料金を外泊時費用としてご負担頂きます。【外泊時費用：１日あたり２５３円（自己負担額）】

尚、外泊時費用算定期間については、介護保険負担限度額認定証が適用されますが、それ以外の期間については全額自己負担となります。介護保険限度額認定証の自己負担金額が変更された場合は同様に変更となります。

但し、入院期間中に入居者の居室をショートステイに利用した場合は利用料金の負担はありません。入院以外の外泊についても同様の取り扱いとなります。

居室の別	居住費	介護負担限度額認定証適用の方	
ユニット型個室	２，７３０円	第１段階	８８０円
		第２段階	８８０円
		第３段階①	１，３７０円
		第３段階②	１，４７０円

（３）円滑な退居のための援助（契約書第１７条参照）

病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
居宅介護支援事業者の紹介
その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

１１．身元引受人（契約書第２１，２２条参照）

（１）契約締結にあたり、身元引受人を２名お願いすることになります。しかしながら、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合は、成年後見人、保佐人、補助人その他適切な人をもってこれに代えることができます。

（２）身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご入居者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任して頂くのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

（３）身元引受人は、ご入居者の利用料等の経済的な債務については、ご入居者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。ただし、身元引受人が負担する債務の上限額（極度額）は、金８０万円とします。また、こればかりではなく、ご入居者が医療機関に入院する場合や当事業所から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行い、更には、当事業所と協力、連携して退居後のご入居者の受入れ先を確保する等の責任を負うこととなります。

（４）ご入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又は高価品は除外します。）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、事業所が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品等は残置品には含まれず、相続の手続きに従って、その処理を行うことになります。また、ご入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当事業所に残されたご入居者の残置品をご入居者自身が引き取れない場合は、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご入居者又は身元引受人にご負担頂くことになります。

（５）身元引受人が死亡し、又は破産手続き開始の決定を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てて頂くために、ご入居者にご協力をお願いすることがあります。

（６）身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、その都度ご通知させて頂きます。

１２．苦情の受付について（契約書第１９条参照）

（1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情・相談は以下の担当及び文書により「ご意見箱」で受け付けます。

○　苦情受付担当者：生活相談員　　八島　裕美

電　話：０２２－７７２－３０７３

ＦＡＸ：０２２－７７２－３０７１

○　苦情解決責任者：施設長　　新井田　肇

○　苦情解決第三者委員：　　佐々木　久夫

電　話：０２２－３４２－２０５５

菊地　幸典

電　話：０２２－３５８－９５３８

（2）その他苦情受付機関

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情相談窓口	所在地：仙台市青葉区上杉１－２－３ 電話　：０２２－２２２－７７００ ＦＡＸ：０２２－２２２－７２６０
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：仙台市青葉区本町３－７－４ 電話　：０２２－７１６－９６７４ ＦＡＸ：０２２－７１６－９２９８
仙台市健康福祉局 介護事業支援課　施設指導係	所在地：仙台市青葉区国分町３－７－１ 電話　：０２２－２１４－８３１８ ＦＡＸ：０２２－２１４－４４４３
仙台市泉区役所 介護保険課	所在地：仙台市泉区泉中央２－１－１ 電話　：０２２－３７２－３１１１ ＦＡＸ：０２２－３７２－８００５

１３．サービス提供における事業者の責務

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご入居者から聴取、確認します。

③消防法等の規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。

⑤ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、複写費用等については、契約書記載のコピー代を頂きます。

⑥ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等して、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑦事業者及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

但し、ご入居者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。また、ご入居者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご入居者の同意を得て行います。

⑧事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律その他関係法令に基づき、虐待防止委員会の設置、虐待防止指針の整備、従業者への研修の定期的な実施等、虐待の防止のために必要な体制を整備しています。

⑨事業所は、ご入居者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、利用目的を明示した上で適切に取得、利用し、安全管理のために必要な措置を講じます。

⑩事業所は、ご入居者またはその家族から従業者に対する暴力、暴言、セクシャルハラスメントその他迷惑行為があった場合には、ご入居者またはご家族に対し改善をお願いすることがあります。

１４．事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、入居されているご入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）面会

【面会時間】　　９：００ ～１８：００

面会者は、必ずその都度１階事務所の面会簿にご記入願います。なお、面会される場合、食べ物等の持ち込みは、職員にご相談下さい。

（2）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、なるべく２日前まで（ただし、緊急やむを得ない事情を除く）に届け出て下さい。また、緊急連絡先等も知らせておいて下さい。

（3）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、「食事にかかる自己負担額」は徴収しません。

（4）施設・設備の使用上の注意事項

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

・故意または重大な過失により、施設、設備または備品の補修が必要となった場合には、ご入居者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

・当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

・退居時、居室修復に要した費用はご負担いただくこととなります。

（5）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（6）ご入居者の離棟防止等安全確保のため、入居時に顔写真を撮影させて頂きます。

１５．事故発生時の対応について

（1）事故が発生した場合には、ご入居者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図る等必要な措置を講じます。

（2）事故の状況及び事故に際しておこなった処置について記録するとともに、市町村に対し速やか

に報告します。
（３）事故の原因を分析し、再発防止策を策定して、サービスの質の向上に努めます。
（４）賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。当事業所は、社会福祉施設の総合賠償補償共済保険に加入しています。

１６．緊急時の対応について
（１）事業所は、ご利用者の健康状態が急変した時、その他必要な時は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに嘱託医（かかりつけ医）への連絡等必要な処置を行います。但し、費用に関してはご入居者・身元引受人又はご家族様の負担となります。
（２）緊急時の対応において、嘱託医（かかりつけ医）の対応が困難である場合は、下記の協力医療機関と連携し、診療を依頼することができます。但し、下記の医療機関での優先的な診療、治療を保障するものではありません。また、診療、治療を義務付けるものでもありません。
（３）ご入居者はご高齢ということや疾患があるため急な体調変化、また、突発的な事態が想定されます。その点、ご家族の皆様にもご理解をお願いします。
（４）当事業所は、下記の協力医療機関との間で、ご入居者の病状が急変した場合等における対応についてあらかじめ取り決めを行っております。また協力医療機関との間で定期的に会議を開催し、ご入居者の健康管理等に関する情報共有を行っております。

①嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団明世会　髙木医院
所在地	仙台市泉区南中山２丁目２７―１
診療科目	内科、消化器内科、外科

②協力医療機関

医療機関の名称	泉こころのクリニック
所在地	仙台市泉区泉中央１丁目１２―２
診療科目	心療内科、内科、精神科

③協力医療機関（協力病院）

医療機関の名称	公益財団法人宮城厚生協会　泉病院
所在地	仙台市泉区長命ヶ丘２丁目１―１
診療科目	内科、脳神経科、脳神経外科、リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人松田会　松田病院
所在地	仙台市泉区実沢字立田屋敷１７－１
診療科目	整形外科、形成外科、リハビリテーション科、内科、呼吸器内科、泌尿器科、麻酔科、皮膚科、眼科、歯科、美容外科、美容皮膚科、耳鼻咽喉科
医療機関の名称	社会医療法人康陽会　中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大梶１５－２７
診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科、肛門外科、脳神経外科、麻酔科

医療機関の名称	医療法人財団明理会　イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央４－５－１
診療科目	内科、神経内科、消化器内科、外科、脳神経外科、整形外科、 婦人科、眼科、皮膚科、形成外科、耳鼻いんこう科、麻酔科

医療機関の名称	医療法人徳洲会　仙台徳洲会病院
所在地	仙台市泉区高玉町９－８
診療科目	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、 神経内科、リハビリテーション科、外科、心臓血管外科、整形外科、 脳神経外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、眼科、小児科、 鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、救急総合診療科、病理診断科

④協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 SAI 晧世会　さくらデンタルクリニック
所在地	富谷市成田４－１１－５

医療機関の名称	細川ファミリー歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区木町通１－２―１４

１７．損害賠償について（契約書第１４条参照）

1. 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により、ご入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、不可抗力による場合を除き当該入居者に対してその損害を賠償します。ただし、ご入居者またはご家族に重大な過失がある場合には損害賠償の額を減ずることがあります。
2. ご入居者の故意または過失により、事業者の施設、設備または備品に損害を与えた場合には、ご入居者はその修繕費用を負担するものとします。ただし、ご入居者の心身の状態に照らしてやむを得ないと認められる場合は、事業者とご入居者または身元引受人が協議の上、負担の有無および範囲を定めるものとします。
3. 当事業所は、損害賠償に備えて社会福祉施設の総合賠償補償共済保険に加入しています。

ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業所　　特別養護老人ホーム　抱優館八乙女
施設長　　新井田　肇　　印

令和　　年　　月　　日

説明者職
氏名　　印

私達は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、その内容を理解しました。

令和　　年　　月　　日

契約者（入居者）　住所

氏名　　印

身元引受人　（入居者との関係：　　）

住所

氏名　　印

身元引受人　（入居者との関係：　　）

住所

氏名　　印